

条番号	現行	変更後
<p>第1条 みずほダイレクト</p>	<p>2. 利用可能なサービス</p> <p>(2) インターネットバンキング</p> <p>残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。</p> <p>また、当行所定の高機能携帯端末等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものとなります。）。</p>	<p>2. 利用可能なサービス</p> <p>(2) インターネットバンキング</p> <p>残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、みずほ e-口座への変更、みずほダイレクト通帳の申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。</p> <p>また、当行所定の高機能携帯端末等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものとなります。）。</p>
<p>第2条 本人確認</p>	<p>1. 暗証番号等</p> <p>(1) 本サービスの利用には、お客さま番号、端末情報、第1暗証番号、第2暗証番号、ログインパスワードおよび合言葉、解除用認証番号、認証用暗証番号が必要になります。ただし、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスのお取引にあたっては、口座振替をお申し込みいただく普通預金口座に関する当行所定の項目による認証により、ご利用いただくことも可能です。なお、上記の必要な項目を総称して以下、「暗証番号等」といいます。また、みずほダイレクトアプリを利用されているお客さまについては、みずほダイレクトアプリへのログインに当たり、ログインパスワードの代わりに当行所定の生体認証機能をご利用いただくことも可能です。詳細はみずほダイレクトアプリ利用規定をご参照ください。</p> <p>4. 利用の停止および再開</p> <p>(2) 暗証番号等が当行所定の回数以上、誤って入力があった場合、当行は本サービスの利用を一</p>	<p>(1) 本サービスの利用には、お客さま番号、第1暗証番号、第2暗証番号、ログインパスワード、合言葉、解除用認証番号、認証用暗証番号その他当行所定の項目（これらを総称して以下、「暗証番号等」といいます。）による認証が必要です。また、みずほダイレクトアプリを利用されているお客さまについては、みずほダイレクトアプリへのログインに当たり、ログインパスワードの代わりに当行所定の生体認証機能をご利用いただくことも可能です。詳細はみずほダイレクトアプリ利用規定をご参照ください。</p> <p>4. 利用の停止および再開</p> <p>(2) 暗証番号等が当行所定の回数以上、誤って入力された場合、当行は本サービスの利用を一</p>

	<p>時的に停止します。この場合、当該誤入力があったテレホンバンキング、インターネットバンキング、モバイルバンキングのそれぞれについて一時的に利用を停止します。</p>	<p>時的に停止します。この場合、当該誤入力があったテレホンバンキング、インターネットバンキング、モバイルバンキングのそれぞれについて一時的に利用を停止します。</p>
第3条 サービス内容	<p>1. 照会サービス 利用口座の残高照会および入出金明細照会、投資信託口座にかかる投資信託受益権等の取引履歴およびお預かり明細の照会、本サービスによる宝くじ購入の購入申込明細等の照会、本サービスのご契約内容の照会等を行うことができるサービスです。</p>	<p>1. 照会サービス 利用口座の残高照会および入出金明細照会、みずほ e-口座での口座番号連絡書の表示、みずほダイレクト通帳での長期入出金明細照会、投資信託口座にかかる投資信託受益権等の取引履歴およびお預かり明細の照会、本サービスによる宝くじ購入の購入申込明細等の照会、本サービスのご契約内容の照会等を行うことができるサービスです。</p>
	—	<p>2. みずほ e-口座申込 利用口座に登録されている口座は、みずほ e-口座（以下、「e-口座」といいます。）への変更が可能です。e-口座とは、通帳・入金帳を発行しない口座です。e-口座への変更をお申込みいただくと、発行されている通帳は利用不可となりますが、口座番号連絡書（通帳のイメージの代替）の表示が可能となります。別途みずほダイレクト通帳のお申込みをいただくことで、通帳の代替として、長期の入出金明細を参照いただくことが可能となります。</p>
	—	<p>3. みずほダイレクト通帳申込 利用口座に登録されている普通預金・外貨普通預金・貯蓄預金口座のうち、e-口座およびインターネット支店の口座については、みずほダイレクト通帳のお申し込みが可能です。みずほダイレクト通帳にお申込みいただくことで、お申込みの前々月より後の入出金明細を最大 10 年間分照会することが可能となります。</p>
	<p>4. 定期預金取引 (5) 本サービスにより口座開設した定期預金は、自動的に利用口座に登録されます。なお、開設した口座（以下、「開設口座」といいます。）のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。</p>	<p>6. 定期預金取引 (5) 本サービスにより口座開設した定期預金は、e-口座として開設され、自動的に利用口座に登録されます。なお、開設した口座（以下、「開設口座」といいます。）のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。</p>
	<p>17. 通帳・カード再発行申込 —</p>	<p>19. 通帳・カード再発行申込 (6) e-口座のお客さまは、本手続きにより通帳の再発行をお申し出いただけません。</p>

	20. 通帳・お届け印発見届出	20. 通帳・お届け印発見届出 (2) e-口座のお客さまは、本手続きにより通帳の発見をお届けいただくことはできません。
		(3) 印鑑レス口座のお客さまは、本手続きによりお届け印の発見をお届けいただくことはできません。
	(2020年10月25日現在)	(2021年1月17日現在)